

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・ 助成率	上限額	参考URL	問合せ先
1	県南	行政	足利市	準備段階	創業者ステップアップ補助金	事業の発展、早期経営の安定化を目的とした「専門家相談」「広告宣伝」「スキルアップ（人材育成）」に取り組んだ費用の一部を補助するもの。	特定創業支援による支援を受けた者で足利市内に事業所を有する創業後5年未満の者	「専門家相談」「広告宣伝」「スキルアップ（人材育成）」に取り組んだ費用	1/2	10万円	https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/00058/000305/000706/p002670.html	【担当部署】産業観光部商業にぎわい課商業・労働福祉担当 【電話】0284-20-2158 【メール】shougyou@city.ashikaga.lg.jp
2	県南	行政	足利市	準備段階	遊休資産活用支援事業費補助金	空き店舗等の遊休資産を活用するための事業に対し、その事業費の一部を支援することにより、中心市街地等の集客力及び回遊性の向上を図る。	遊休資産を活用して新たに店舗を開業する者。	【主な対象経費】 改修工事費 機械購入・設置費 店舗看板作成・設置費 店舗什器・備品購入費 販促・PR費	【中心市街地エリア】100% 【その他のエリア】1/2	【中心市街地エリア】管理委員会での選考を経て、補助限度額が決定。 合計点数が ・60%未満20万円 ・60%以上30万円 ・70%以上50万円 ・80%以上70万円 ・90%以上100万円 【その他のエリア】管理委員会での選考なく 補助限度額20万円	https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/00058/000304/p002605.html	【担当部署】産業観光部商業にぎわい課商業・労働福祉担当 【電話】0284-20-2158 【メール】shougyou@city.ashikaga.lg.jp
3	県南	行政	栃木市	準備段階	空き店舗活用促進事業補助金	新規開業者や中小企業者が対象区域内の空き店舗において開業する際に、店舗改装費を補助し、開業及び中心商店街活性化のための支援を行う。	対象区域内で開業する中小企業者又は新規開業者	店舗改装費	1/2	150万円	https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/32/578.html	【担当部署】商工振興課 【電話】0282-21-2371 【メール】syoukou@city.tochigi.lg.jp
4	県南	行政	佐野市	準備段階	佐野市まちなか活性化事業補助金	中心市街地又は地域市街地拠点の活性化を図るため、当該地域でにぎわいを創出するもの（空き店舗等を活用して小売業、飲食業、サービス業、コワーキングスペース等の出店を行うもの）に対して、補助金を交付する。	商業団体、個人出店者、中小企業者、まちづくり会社、特定非営利活動法人、市民活動団体等	家賃 改装費	家賃（2分の1） 改装費（3分の2）	家賃（一月あたり3万円を24か月） 改装費（50万円）	https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/sangyou/sangyoritsushisuishinka/gyomumannai/machi/4059.html	【担当部署】産業政策課 【電話】0283-20-3040 【メール】tk-machinaka@city.sano.lg.jp
5	県南	行政	佐野市	準備段階	佐野市特定創業者フォローアップ補助金	特定創業者（創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、市より証明書の発行を受ける、支援終了後1年以内に市内で創業する）に対し、経営相談費用等及び広告宣伝費等を助成する。	特定創業者のうち支援終了後1年以内に市内で創業する者	経営相談費用等及び広告宣伝費等	経営相談費用等（補助率2分の1） 広告宣伝費等（補助率3分の2）	経営相談費用等（上限2万5千円、一事業者につき5回まで） 広告宣伝費等（上限20万円）	https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/sangyou/sangyoritsushisuishinka/gyomumannai/2/3532.html	【担当部署】産業政策課 【電話】0283-20-3040 【メール】sangyou@city.sano.lg.jp
6	県央	行政	鹿沼市	創業初期	空き店舗等活用新規出店支援事業補助金	鹿沼市内の空き店舗等を活用し、新たに小売業、飲食業、サービス業等の出店をする方に対し、オープン月より1年間、家賃の一部を補助する。 創業者に関しては、鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受けている方のみ対象	市内新規創業者 市外からの移転者	オープンから1年間の店舗家賃（敷金、礼金その他これらに類するものを除く。）	1/2以内	店舗所在地による。 都市機能誘導区域内：4万円/月、区域外：3万円/月	https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0655/info-0000008256-1.html	【担当部署】産業振興課 【電話】0289-63-2182 【メール】sangyou@city.kanuma.lg.jp

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・ 助成率	上限額	参考URL	問合せ先
7	県央	行政	鹿沼市	準備段階	個店整備事業補助金	店舗の改修工事費や、備品等（汎用性の低いもの）の購入に要する経費の一部を補助する。 創業者に関しては、鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受けている方のみ対象	市内新規創業者 市外からの移転者	店舗の改修工事（市内事業者が施工する場合に限る）に要する経費 備品等（汎用性の低いもの）の購入に要する経費	1/2以内	店舗所在地による。 都市機能誘導区域内：40万円、区域外：20万円	https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0655/info-0000001155-1.html	【担当部署】産業振興課 【電話】0289-63-2182 【メール】sangyou@city.kanuma.lg.jp
8	県央	行政	真岡市	準備段階	中心市街地空き店舗等活用事業補助金	中心市街地の空き店舗等で新規に開業するために必要な経費の一部を補助することにより、中心市街地の魅力と賑わいを創出し、活性化を図る。	対象区域内の空き店舗で新たに開業する事業者	店舗の改装費 家賃（12か月分）	1/2	60万円 月3万円	https://www.city.moka.lg.jp/kaku-ka/shokokanko/gyomu/kategoribetu/sogyo/24404.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0285-63-8134 【メール】syoukou@city.moka.lg.jp
9	県央	行政	真岡市	全段階	真岡市オフィス進出等促進補助金	企業のオフィス進出を促進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を目的とし、真岡市内に本社を新たに開設または移転する企業や、真岡市内に初めてサテライトオフィスや支社等の事務所を開設する企業を対象に、オフィス開設等補助・雇用補助を行います。	・真岡市内に本社を新たに開設または移転する企業 ・真岡市内に初めてサテライトオフィスや支社等の事務所を開設する企業	【オフィス開設等経費への補助】 1. オフィス開設に係る改修及び改装に要する経費 2. オフィスに必要な物品の購入に係る経費 3. オフィス開設・移転に伴い、備品等運搬に係る経費 【雇用に対する補助】 オフィス開設等に伴い、要件に該当する者を新たに雇用した場合、雇用1人につき25万円を補助	【オフィス開設等経費への補助】 ・オフィス開設等に係る経費 本社開設・移転 上限200万円 ・サテライトオフィス・支社開設 上限100万円 【雇用に対する補助】 ・オフィス開設等に伴い、要件に該当する者を新たに雇用した場合、雇用1人につき25万円（上限10人 250万円）を補助 【オフィス開設等経費への補助】と【雇用に対する補助】の合計 1事業所1回限り 最大450万円		https://www.city.moka.lg.jp/kaku-ka/shokokanko/gyomu/kategoribetu/kigyousienn/22994.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0285-83-8134 【メール】syoukou@city.moka.lg.jp
10	県北	行政	大田原	準備段階	起業再出発事業補助金	中小企業者及び小規模事業者の振興並びに中心市街地の活性化及び地域の振興を図るため、新たに空き店舗に出展する方等を支援する。	対象店舗を開業するため、空き店舗を賃借する事業者	空き店舗の改装費	1/3	100万円	http://www.city.ohawara.tochigi.jp/docs/2013082778703/	【担当部署】商工観光課 【電話】0287-23-8709 【FAX】0287-23-8697 【メール】syoukou@city.ohawara.tochigi.jp
11	県北	行政	さくら市	創業初期	空き店舗活用促進事業補助金	空き店舗を活用し、市内の地域活性化を図る	個人又は法人で、新たに空き店舗を活用して事業を営むもの	家賃 改装費	1/2	中心市街地...48万円 中心市街地以外...25万円 中心市街地...75万円 中心市街地以外...40万円	https://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/business/000042/000251/00450/p002190.html	【担当部署】商工観光課 【電話】028-686-6627 【メール】syoukougankou@city.tochigi-sakura.lg.jp
12	県北	行政	那須烏山市	準備段階	創業者支援補助金	創業に要する経費の一部を補助し、新規創業の創出や地域経済の活性化を促進する。	市内で創業する個人若しくは法人又は第二創業する個人	・建物の取得や改修等に要する経費 ・備品購入費 ・広告宣伝費 ・経営相談に要する経費 ・法人設立登記に要する経費	1/2以内	50万円	https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/page/page000532.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0287-83-1115 【メール】shohkohkankoh@city.nasukarsuyama.lg.jp
13	県北	行政	那須烏山市	全段階	空き店舗対策新規出店者開業費用支援事業補助金	空き店舗を活用した開業に要する経費の一部を補助し、空き店舗の増加防止、新規出店の促進、商業活動の活性化を図る。	市内の空き店舗を活用して開業する個人又は法人	・空き店舗の改修に要する経費 ・建物付属設備の設置又は改修に要する経費	1/2以内	・建物の取得経費 ・法人設立登記に要する経費	https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/page/page000532.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0287-83-1115 【メール】shohkohkankoh@city.nasukarsuyama.lg.jp
14	県南	行政	下野市	準備段階	下野市空き店舗活用事業奨励金	市内の空き店舗を借用して事業を開始する方に賃借料の一部を補助することにより、市内での事業開始の意欲を高め、市内商業の振興を図る。	市内の空き店舗（閉鎖後3か月以上）で開業する事業者	開業後の家賃1年分（敷金、礼金等除く）	1/2	60万円	http://www.city.shimotsuke.lg.jp/2003/info-0000000501-3.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0285-32-8907 【メール】syoukougankou@city.shimotsuke.lg.jp

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・ 助成率	上限額	参考URL	問合せ先
15	県南	行政	下野市	準備段階	下野市まちなか商店リフォーム補助金	店舗を営む方又は空き店舗を利用して営業を開始する方がお店の機能を維持し、又は向上させるための改装又は改修等の一部を補助することにより、まちなかのにぎわいを再生し、地域経済の活性化を図る。	・ 小金井駅、自治医大駅、石橋駅から概ね1.5km以内に所在し、店舗面積が1000㎡以下の店舗 ・ 指定業種を営む個人又は登記簿上の本店の所在地が下野市内にある法人 ・ 既存店舗営業者又は空き店舗（閉鎖後3か月以上）開業者	店舗の改装、改修等の費用	空き店舗開業者 1/2 既存店舗営業者 1/3	100万円 50万円	http://www.city.shimotsuke.lg.jp/2003/info-0000000501-3.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0285-32-8907 【メール】 syoukougankou@city.shimotsuke.lg.jp
16	県央	行政	上三川町	創業初期	上三川町空き店舗等利活用促進事業補助金	中心市街地の空き店舗・空き地を活用して営業を行う新規出店者に対し、改装費・賃借料を補助する。	・ 補助対象地域への新規出店者 ・ 店舗併用住宅の所有者	空き店舗の改装費用 空き店舗・空き地の賃借料12か月分 店舗併用住宅の分離工事費用	1/2 1/2 1/2	・ 50万円（下限5万円） 5万円/月	https://www.town.kaminokawa.lg.jp/p/0261/info-0000002895-0.html	【担当部署】 商工課 【電話】 0285-56-9150 【メール】 syoukou01@town.kaminokawa.lg.jp
17	県央	行政	益子町	準備段階	益子町起業支援補助金（新規起業準備補助金）	町内で起業する個人や法人に対し補助。（補助事業完了後3年間、個別面談を実施）	町内に住所を有する起業者	初期投資経費	初期投資経費の1/3以内	100万円 （基本補助額30万円、加算 空き店舗活用10万円、加算 町内金融機関から融資を受けた場合10万円、加算 年齢に応じて最大50万円）	https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page000850.html	【担当部署】 益子町産業建設部観光商工課 【電話】 0285-72-8845 【メール】 kankou@town.mashiko.lg.jp
18	県央	行政	益子町	準備段階	益子町起業支援補助金（事務所賃借料補助金）	町内で起業する個人や法人に対し補助。（補助事業完了後3年間、個別面談を実施）	町内に住所を有する起業者	町内の事業所を賃借して開業する場合の事業所等賃借料	賃借料の1/2以内	3万円/月（総額72万円、最大2年間）	https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page000850.html	【担当部署】 益子町産業建設部観光商工課 【電話】 0285-72-8845 【メール】 kankou@town.mashiko.lg.jp
19	県央	行政	益子町	全段階	益子町地場産業育成補助金	ふるさと納税対象産品の開発及び次代の益子焼産地を担う若手作家への支援を目的とした制度。	町内ふるさと納税返礼協力事業者 窯業を生業として志す者 窯業を生業として志す者を雇用する事業主	設備導入経費 家賃又は設備（貸し窯・貸し工房等）の賃借料及び設備導入経費 窯業を生業として志す者を雇用する給料	1/2以内 家賃は月額家賃の1/4以内、設備の賃借は賃借料の1/2以内、設備導入は1/2以内 月額給料の1/3以内、2名まで	50万円 家賃及び設備の賃借12万円/年（最大3年間）、設備導入50万円 1人辺り5万円/月（最大3年間）	https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page003920.html	【担当部署】 益子町産業建設部観光商工課 【電話】 0285-72-8845 【メール】 kankou@town.mashiko.lg.jp
20	県央	行政	市貝町	創業初期	市貝町創業・起業支援補助金	地域経済の活性化及び振興を図ること、並びに新規創業者や創業3年未満の個人または法人の定着促進のため、直接事業に供する備品購入に係る経費などの一部を補助します。	新規創業者または創業3年未満の個人または法人	土地や物件の購入費 店舗建築、リフォーム費 事業運営に必要な備品等の購入費 事務所棟の借上料 その他町長が認める経費	1/2	60万円	https://www.town.ichikai.tochigi.jp/info/1223	【担当部署】 産業振興課 【電話】 0285-68-1118 【メール】 kankou@town.ichikai.lg.jp
21	県央	行政	芳賀町	準備段階	芳賀町スタートアップ事業者支援補助金	町内で新たに事業を開始する者に対し、初期投資にかかる経費を補助する。	・ 新たに町内で事業を開始する者 ・ 町内の中小企業者の事業を引き継ぎ、事業を開始する者 ただし、事業を営んでいない個人であること	・ 町内の事業所の取得、改修等に要する経費 ・ 事業の用に供する機械設備、備品等の購入に要する経費 ・ パンフレットの作成、広告の掲載、ホームページの作成等の広告宣伝に要する経費 ・ 経営相談、税務相談、法律相談等に要する経費 ・ 町内の事業所を賃借するための経費	1/2	30万円	https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/syoukou/start.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 028-677-6018 【メール】 syoukou@town.tochigi-haga.lg.jp
22	県央	行政	芳賀町	創業初期	芳賀町商店街等活性化補助金	中小企業者が売上向上を目指し、新規事業や事業拡大を行うために要する経費を補助する。	中小企業者で、町内に主たる事業所を有し、要綱で定める業種を引き続き1年以上営んでいる者	・ 機械、装置、工具等の購入費 ・ パンフレット、チラシ、ホームページの作成等、広告媒体活用のための経費 ・ 新製品の開発に伴うパッケージ等の設計、デザイン、製造等のための経費	1/2	20万円	https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/syoukou/shouten.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 028-677-6018 【メール】 syoukou@town.tochigi-haga.lg.jp
23	県南	行政	壬生町	全段階	まちなか新規出店促進事業補助金	空き店舗等を活用した店舗を開業しようとする者に対し、必要な経費の一部を補助することにより、魅力ある町並みをつくり、まちなかの賑わいを再生することで地域経済の活性化を図る。	対象区域内的の空き店舗で開業する事業者	店舗の改装費 家賃（12か月分）	1/2	100万円 60万円	http://www.town.mibu.tochigi.jp/docs/2017040500016/	【担当部署】 商工観光課商工振興係 【電話】 0282-81-1845 【メール】 keizai@town.mibu.tochigi.jp
24	県北	行政	高根沢町	創業初期	高根沢町魅力的で元気な事業者支援補助金	関係団体等と"ツナガル"事業 新たな付加価値を"ツクル"事業 新たな手法で"ウル"事業 に関する経費を補助	町内で事業を営む中小企業者、個人事業者及び農業者（認定農業者等）	展示会出展小間料、イベント広告宣伝費、パッケージ・ラベルデザイン料、通販サイト開設経費・登録料等	補助対象経費の1/2	上限30万円	https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/biz/shien/jigyosha/hanrokaitaku.html	【担当部署】 産業課 【電話】 028-675-8104 【FAX】 028-675-8114 【メール】 machi@town.takanezawa.tochigi.jp

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・ 助成率	上限額	参考U R L	問合せ先
25	県北	行政	高根沢町	創業初期	中小企業融資信用保証料補助金	中小企業の体質強化と経営の改善を図ることを目的に、町中小企業設備等整備資金及び町中小企業運転資金の借受けに係る栃木県信用保証協会の債務保証料を補助するもの。	町内中小企業者	町中小企業設備等整備資金及び町中小企業運転資金の借受けに係る栃木県信用保証協会の債務保証料	信用保証協会所定の料率により算出された信用保証料（保証料上乘せ分の信用保証料を除く。）の2分の1		https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/biz/shien/jigyosha/documents/yuushichi-ras-hi_r70401.pdf	【担当部署】産業課 【電話】028-675-8104 【FAX】028-675-8114 【メール】syoukou@town.takanezawa.tochigi.jp
26	県北	行政	那須町	準備段階	那須町空き店舗等リフォーム補助金	空き店舗等の有効活用並びに中小零細企業の支援	・町内に住民登録のある者、または開店までに住民登録をする者 ・新規開業者であって空き店舗等を賃借又は自ら所有する空き店舗を開業するためにリフォームする者 ・町税完納者 ・過去に当補助金を受けたことのない者 その他要件有り	20万円以上の店舗改装費	対象経費の1/2	50万円	https://www.town.nasu.lg.jp/0209/info-0000000457-1.html	【担当部署】観光商工課 【電話】0287-72-6918 【メール】kanko@town.nasu.lg.jp
27	県北	行政	那須町	全段階	信用保証料補助	町制度融資を利用した者への信用保証料補助	町融資制度利用者	町融資制度に係る保証料	栃木県信用保証協会所定の率によって計算された信用保証料額	全額 事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料率上乘せ分を除く	https://www.town.nasu.lg.jp/0214/info-0000000420-1.html	【担当部署】観光商工課 【電話】0287-72-6918 【メール】kanko@town.nasu.lg.jp
28	県北	行政	那須町	全段階	利子補給補助	町制度融資を利用した者への利子補給補助	町融資制度利用者	町融資制度に係る利子	融資額の1%以内 転入から3年以内に創業支援資金融資を受けたUターン者は融資額の2%以内	融資額の1%以内 転入から3年以内に創業支援資金融資を受けたUターン者は融資額の2%以内	https://www.town.nasu.lg.jp/0214/info-0000000420-1.html	【担当部署】観光商工課 【電話】0287-72-6918 【メール】kanko@town.nasu.lg.jp
29	県北	行政	那珂川町	準備段階	那珂川町空き店舗活用促進事業費補助金	那珂川町における空き店舗を有効活用し商業等の活性化を図る。	・那珂川町地域資源情報バンクに登録されている空き店舗を利用して自ら新規に出店し、事業を2年以上継続する事業者 ・小売業、一般飲食業、サービス業、事務所の職種を営む者(風俗営業関係は除く) ・町税を滞納していない者 ・宗教活動や政治活動を目的としていない者 ・暴力団員でない者及び暴力団員等と密接な関係を有さない者	・空き店舗の改修・改装工事及び付帯設備に要する費用（費用は備品経費を除いた額で、30万円以上）	1/2	1物件につき50万円		【担当部署】産業振興課 商工観光係 【電話】0287(92)1116 【メール】shoukou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp
30	県北	行政	那珂川町	創業初期	那珂川町新規出店支援補助金	那珂川町に新たな賑わいを創出し町内経済の活性化を図る。	・町内で自己所有物件又は整備した店舗や事務所で新たに小売業、飲食業、サービス業を営む者(風俗営業関係は除く) ・新規出店から3年以上町内で当該事業の継続が見込める者 ・町税を滞納していない者 ・政治団体や宗教団体の組織等で活動をしていない者 ・暴力団員でない者及び暴力団等と密接な関係を有さない者	・店舗等の建物及び敷地に係る賃借料 ・水道料金及び電気料金 ・食材費や材料費、燃料費、サービス提供に係る役務費などのうち、町内の事業者や個人から調達に係る費用 店舗兼住宅の場合は新規出店事業以外の経費は除く。 新規出店時に要した初期投資費用は対象外。	1/2	月額3万円(交付対象月から起算して24ヵ月)		【担当部署】産業振興課 商工観光係 【電話】0287(92)1116 【メール】shoukou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp
31	県央	商工団体	宇都宮商工会議所	全段階	中心商業地にぎわいづくり促進補助金	中心商業地の空き店舗に新たに店舗として出店するため必要な経費の一部を補助することにより、中心商業地の昼のにぎわいづくり創出を図る。	・対象区域内の空き店舗で賃貸借契約を結び開業し、事業を2年以上継続する事業者 ・飲食業においては、酒類を提供しないこと(カクテル専門店を除く) 業種や店舗等の要件あり	経営財務診断費 店舗の内外装改造費	50% 30～50%	16,500円 150万円 大谷石蔵活用店舗の場合200万円	https://www.u-cci.or.jp/business/sinkisyuten/	【担当部署】地域振興部 【電話】028-637-3131 【メール】chiiki@u-cci.or.jp
32	県北	商工団体	那須塩原市商工会	準備段階	チャレンジショップ支援事業	市内で空き店舗・空き家を活用して事業を始める方、及び二次創業をされる方に対して、初期設備投資費を補助することにより、経営の安定化と地域経済の活性化を図る。	市内で空き店舗・空き家を活用して事業を始める方 二次創業をされる方	店舗改修工事費及び備品購入費 汎用性のあるものは対象外	2分の1	条件により20～60万		那須塩原市商工会黒磯本所 那須塩原市商工会塩原支所 西那須野商工会
33	全県	その他支援機関等	栃木県産業振興センター	準備段階	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業	県内での創業のための事務所又は店舗の整備、事業推進に要する経費への助成 既創業者が県内で行う事業の推進に要する経費への助成 革新的な技術・アイデアによる製品・サービスの提供又は社会課題の解決により成長を目指すための具体的なビジネスモデル・ビジネスプランを有する起業家又は企業が県内でその事業を行うための事務所又は店舗の整備に要する経費、創業事業の推進に要する経費への助成。	中小企業者、企業組合、LLPとして創業を行う者	拠点整備費、事業推進費、専門調査診断費	2/3	100万円 50万円 300万円	https://www.tochigi-iin.or.jp/home/3/2/	【担当部署】総合相談グループ 【電話】028-670-2607 【メール】shien@tochigi-iin.or.jp

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・ 助成率	上限額	参考URL	問合せ先
34	全県	その他支 援機関等	栃木県産 業振興セ ンター	準備段階	地域課題解決型創業支援補助金	栃木県内の各地域における諸課題を解決するためデジタル技術を活用して新たに創業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用し事業承継又は第二創業する者に対して、創業、事業承継又は第二創業に要する経費の一部を助成する。	新たに創業する者 事業承継又は第二創業をする者	人件費、 店舗等借入費、 設備費・借料、 知的財産等関連経費、 謝金・旅費、 広報費、 外注費、 委託費	1/2	200万円	https://www.tochigi-iin.or.jp/home/2/5/1.html	【担当部署】総合相談グループ 【電話】028-670-2607 【メール】chiikikadai@tochigi-iin.or.jp